

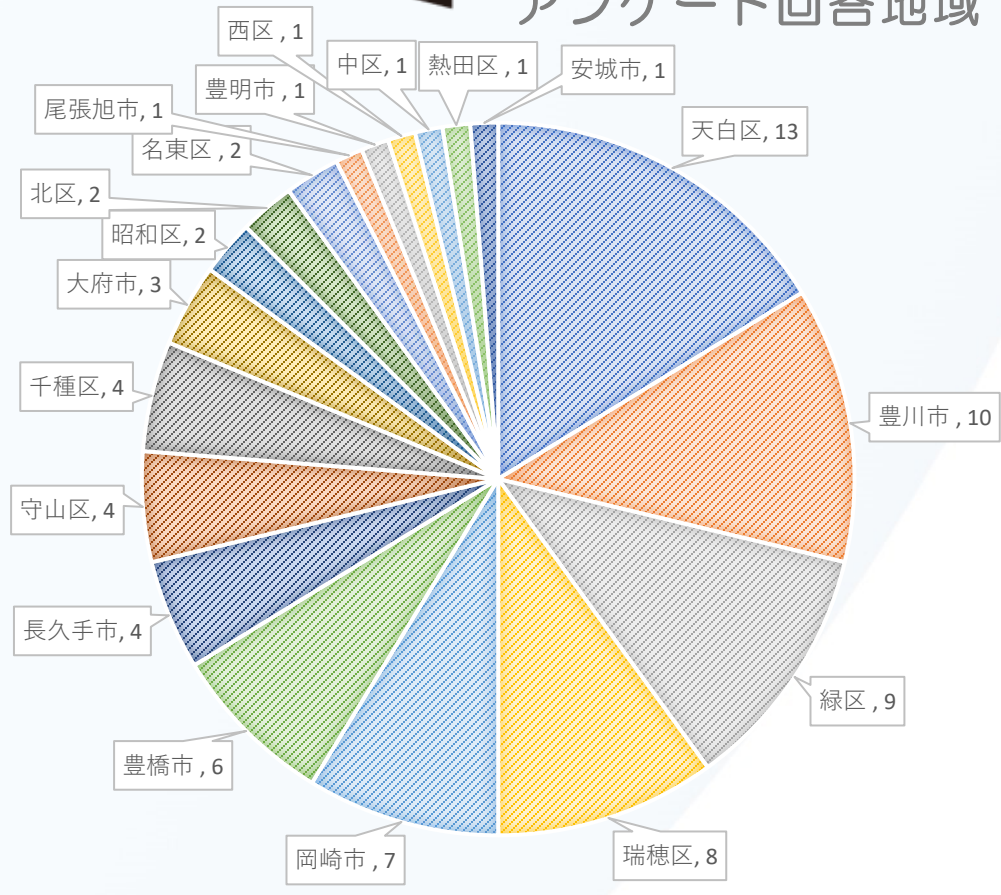
2024年度 「緊急時の対応・対策について」 アンケート集計結果



えがおプロジェクト
愛知学童保育連絡協議会
名古屋市学童保育連絡協議会
2025¹. |

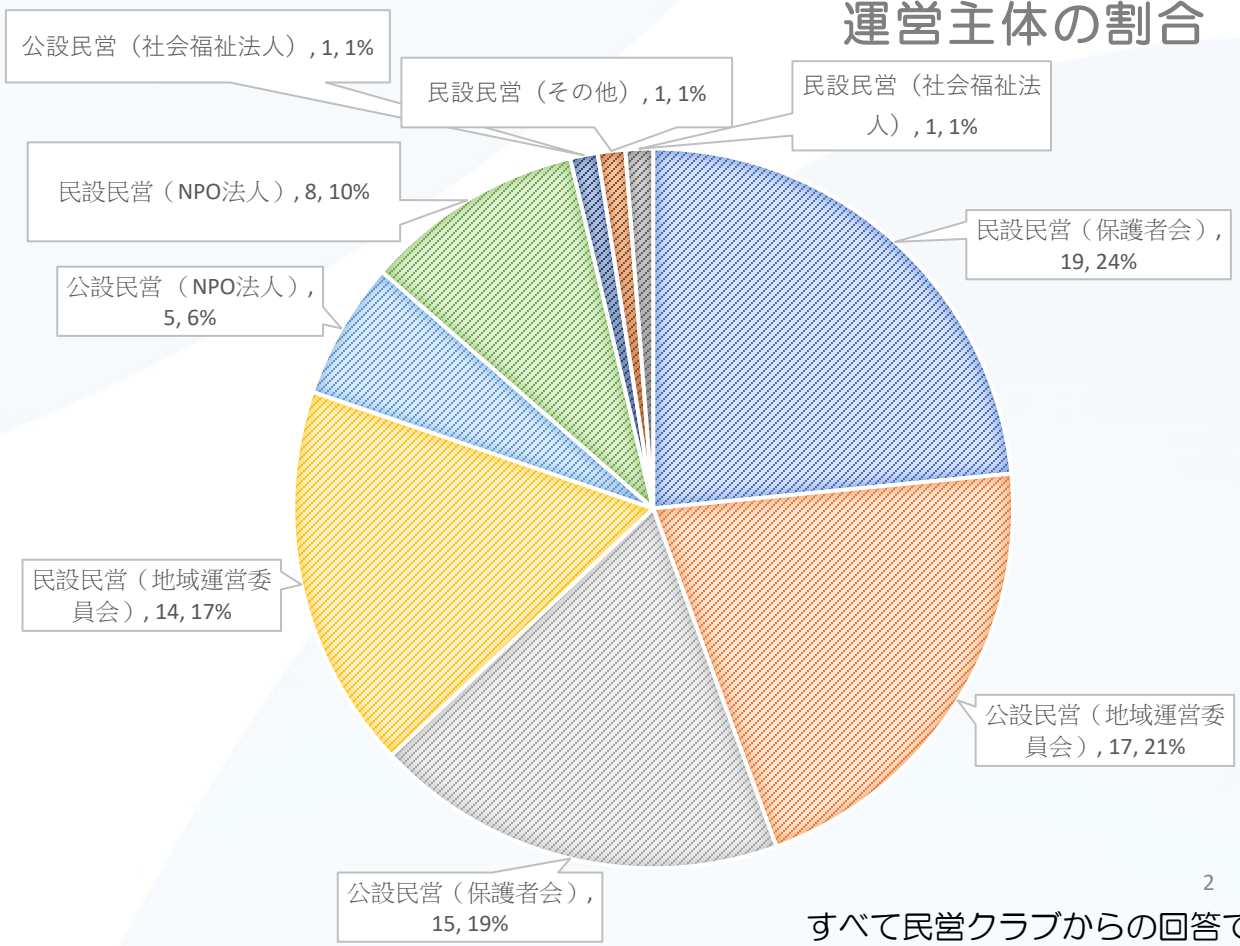
アンケート対象情報

アンケート回答地域



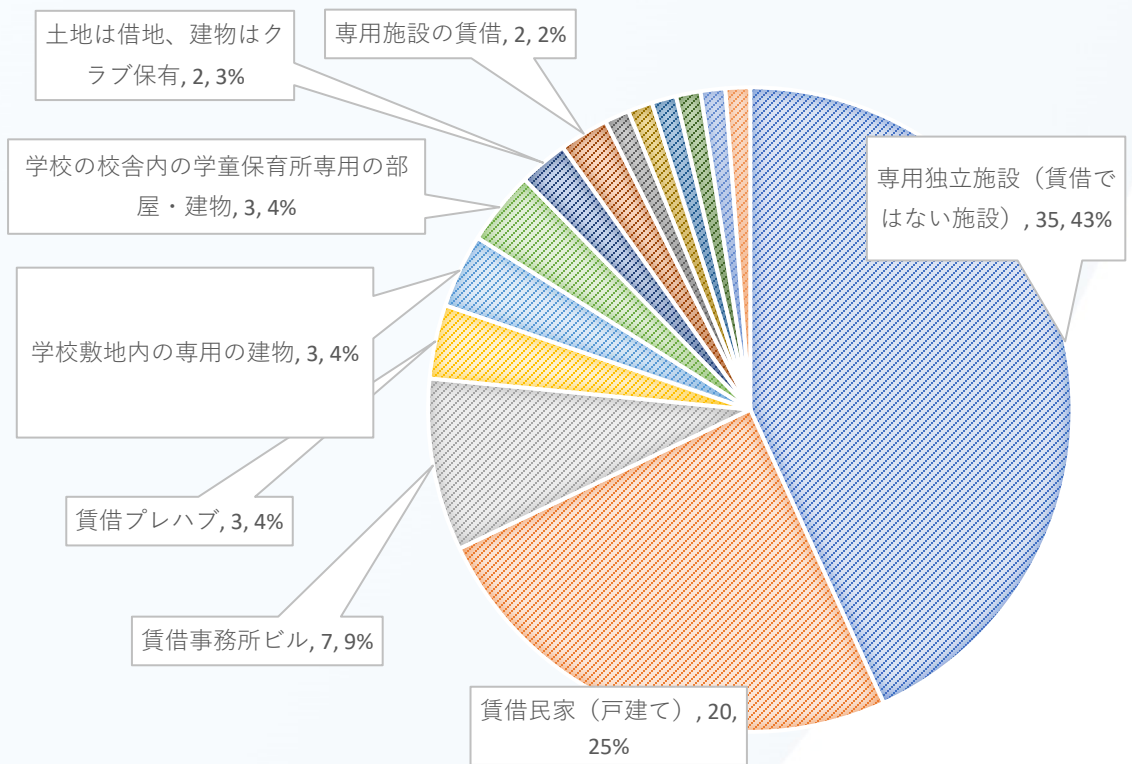
81施設より回答いただきました。

運営主体の割合



すべて民営クラブからの回答です。

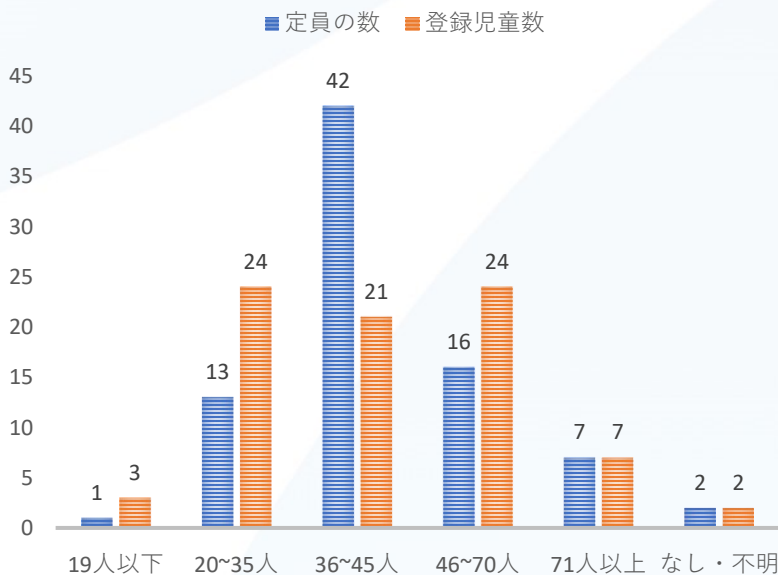
設置場所



- 専用独立施設（賃借ではない施設）
- 賃借事務所ビル
- 学校敷地内の専用の建物
- 土地は借地、建物はクラブ保有
- 土地を賃貸し、建物は市営
- 地代を支払いプレハブ利用
- 教会内の一室を借りている
- 賃借民家（戸建て）
- 賃借プレハブ
- 学校の校舎内の学童保育所専用の部屋・建物
- 専用施設の賃借
- 都市公園内
- 貸地
- 学校の余裕教室（空き教室）

回答をいただいている学童保育所の約半数は専用の独立施設（賃借でない）施設を有していました。

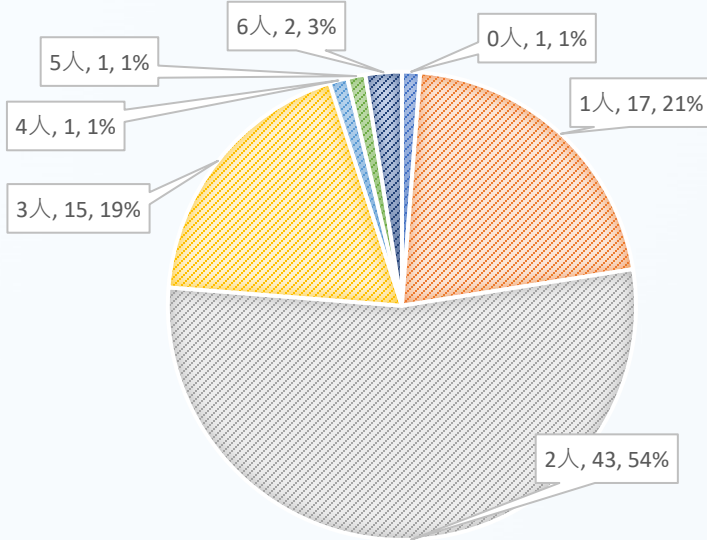
クラブの規模



定員の数では、36人~46人規模としている学童保育所が多いですが、実際の登録児童はその数を上回るもしくは下回る学童保育所が多いです。

今回のアンケートでは、1支援の単位ごとの回答をお願いしていましたが、複数の単位での回答をいただいているとも思えるクラブもありました。

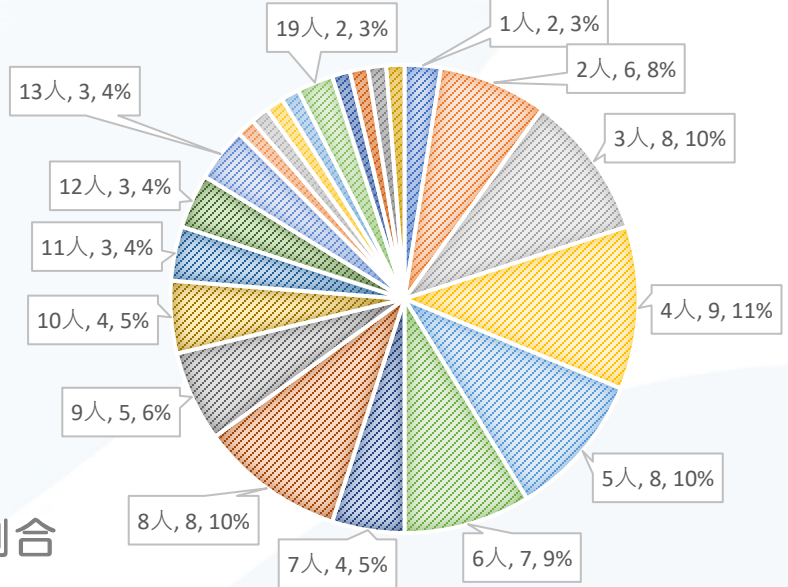
正規指導員の配置人数



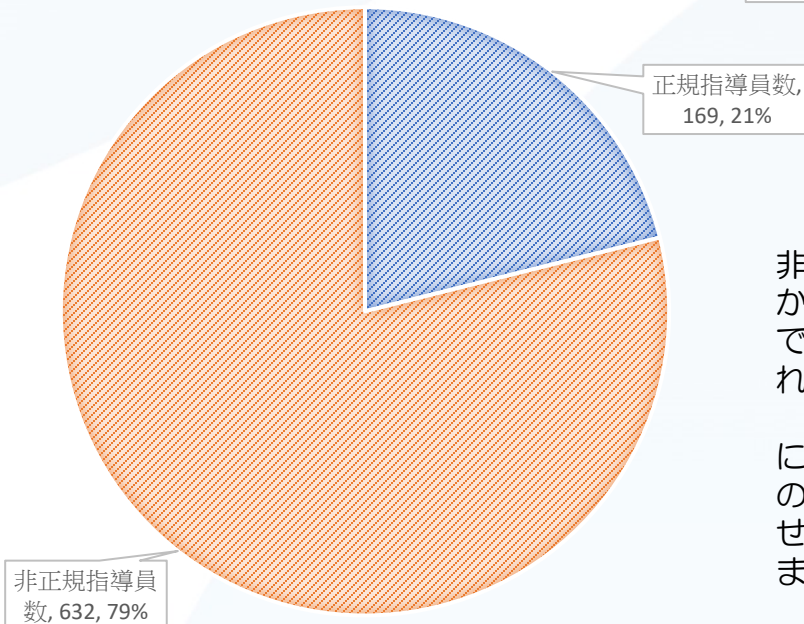
2人の正規指導員が所属している学童保育所が全体の約半数でした。

5人以上所属している学童保育所については、1支援の単位ではなく2支援の単位以上のクラブが想定されました。

非正規指導員の配置人数



正規・非正規指導員の割合

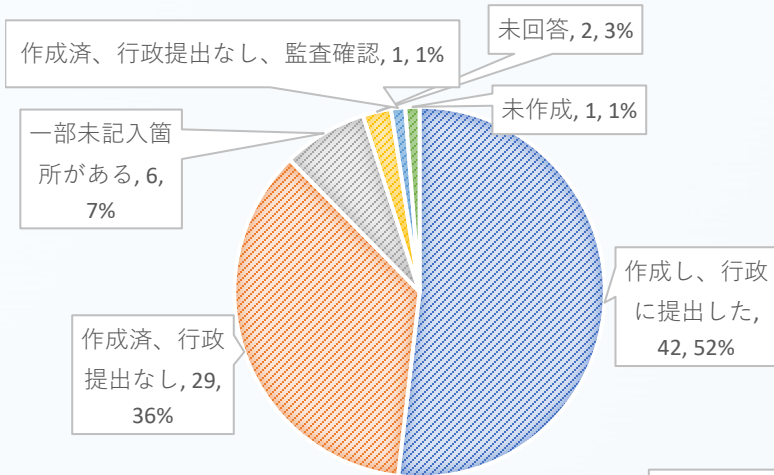


非正規指導員の配置人数は非常に多く所属されている事がわかります。10人を超えるところでは複数の単位での所属が想定されます。

いつも同じ指導員が学童保育所に配置されることが、安全・安心の学童保育には欠くことできません。正規指導員の複数配置が望まれます。

安全計画の実際

安全計画の策定状況



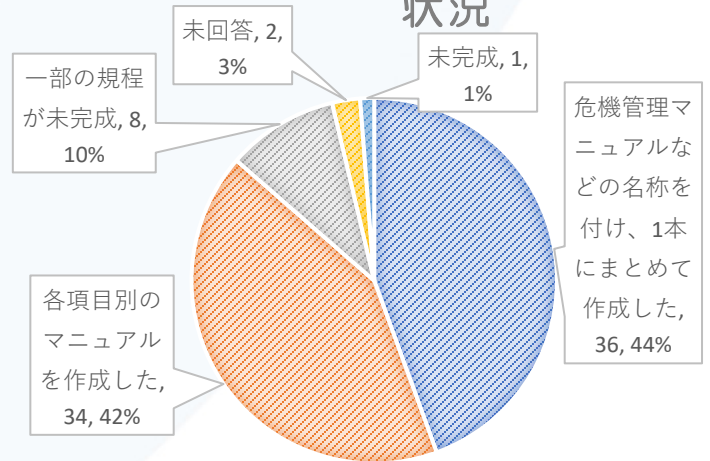
安全計画同様に、危機管理マニュアル（学童保育所によって名称は違う可能性もあります）の未作成が9施設みられます。

完成している学童保育所においても、さまざまな自然災害などにより変更をしないといけない状況も発生しています。安全計画、危機管理マニュアルの内容の精査を年に1度は必ず行いましょう。変更箇所については、指導員間・保護者への周知にもつとめましょう。

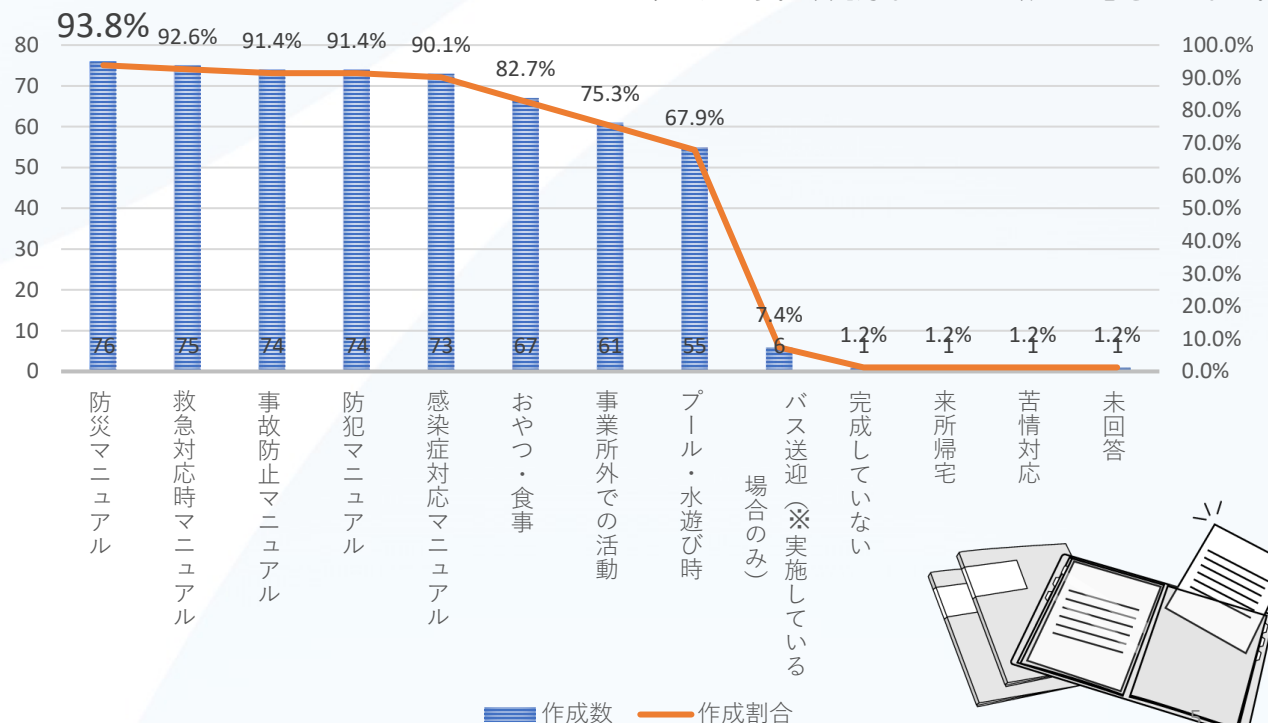
2024年4月に策定義務となっている安全計画です。アンケート集計時点で未作成、未完了の学童保育所が7施設ありました。早急に作成を急ぎましょう。

また地域により、安全計画の提出を義務付けているところ、提出義務もなく自治体が確認をしていないところと地域によって差が生じています。

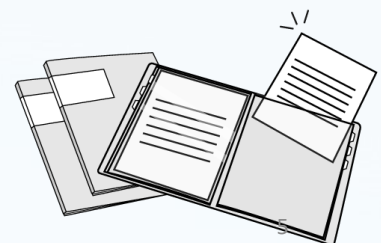
危機管理マニュアルの作成状況



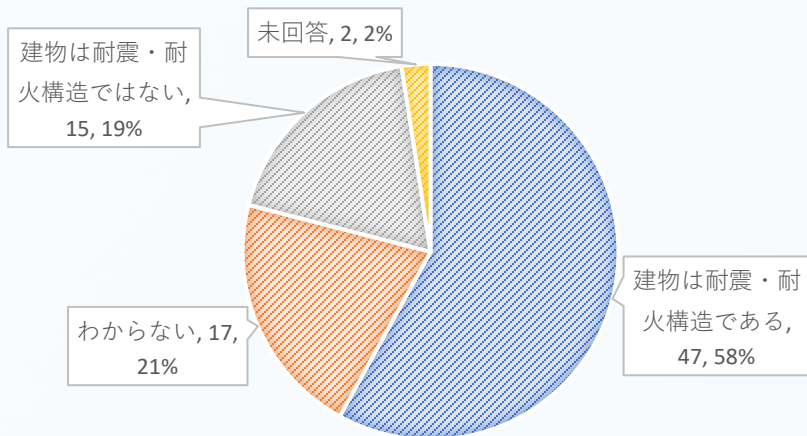
マニュアルの作成状況



マニュアルの各章については、おやつ、事業所外での活動、プール・水遊びについて作成ができていないクラブがみられます。不十分なクラブは作成を急ぎましょう。



施設の耐震・耐火の設備

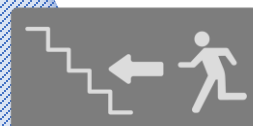
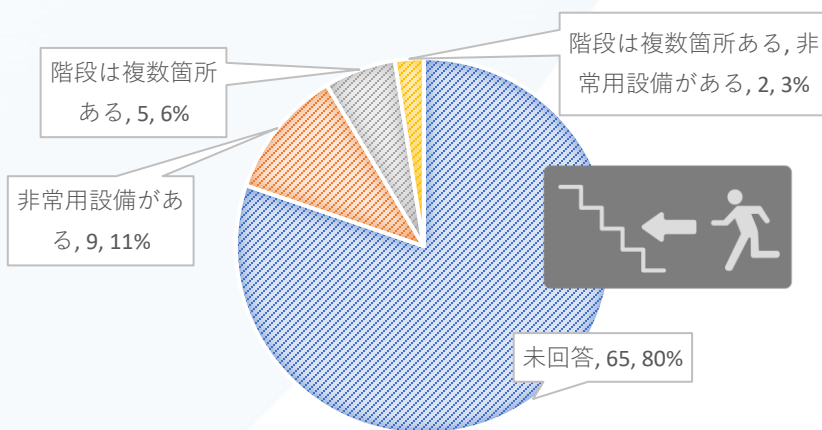


耐震・耐火構造であることが約半数以上の学童保育所であることがわかります。

ただし、どのような施設構造になっているかを把握していない学童保育所も約20%あります。耐震・耐火構造について一度運営者とともに十分に確認を行いましょう。

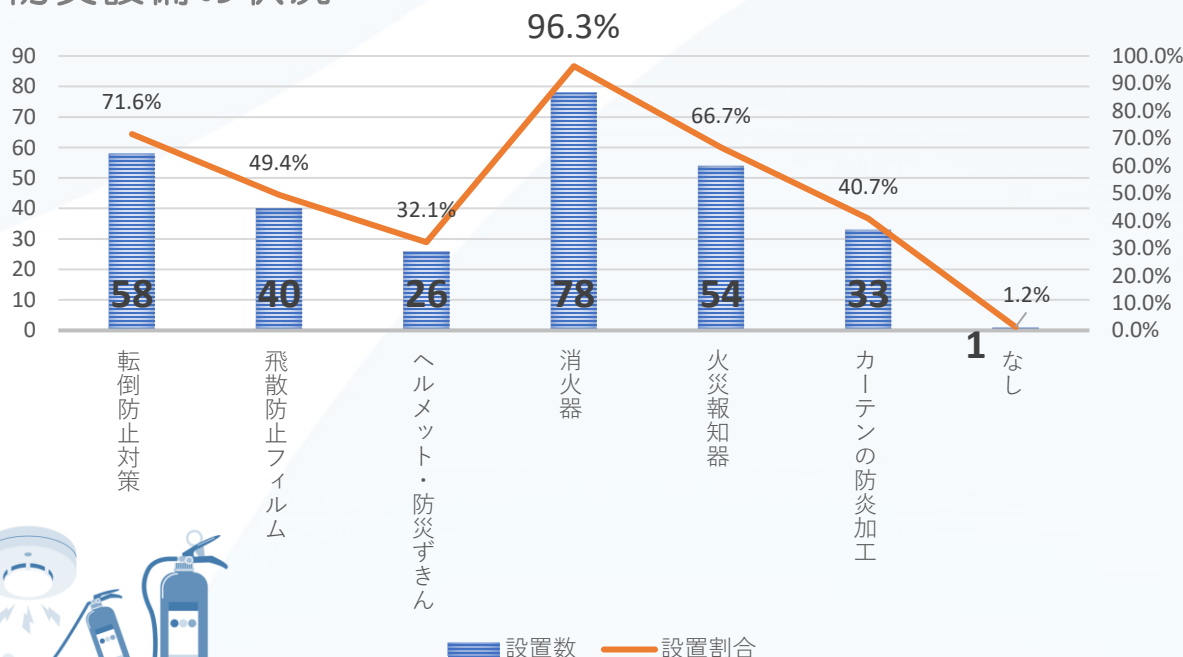
消火器の設置は96%にまで到達していますが、設置がない学童保育所もみられます。早急に設置をすすめましょう。

2階建て以上の学童保育所について

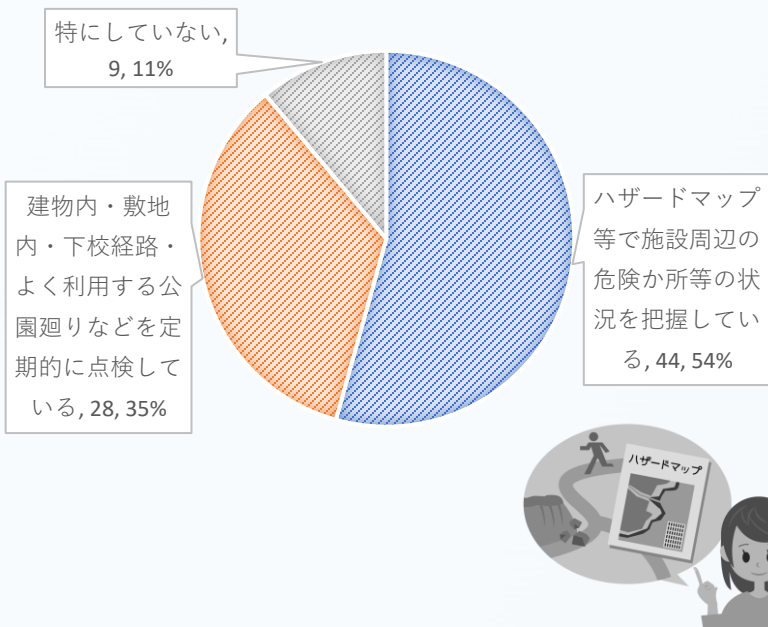


未回答の学童保育所は、1階のみの学童保育所が想定されます。

防災設備の状況



学童保育所周辺の状況把握について

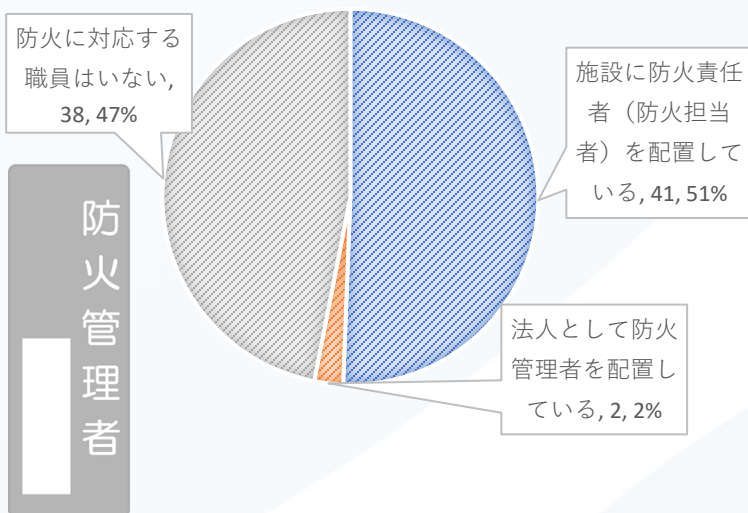


ハザードマップで学童保育所周辺の危険か所の状況把握をしている学童保育所が約半数です。

学童保育によっては、要配慮者利用施設避難確保計画が必要となる学童保育所もあります。川や海、山間部などは十分なチェックが必要となります。

ハザードマップのみではなく、現地を実際に子どもたちと一緒に歩き帰路の危険か所がないかをチェックしたり学習しておくとい良いでしょう。

防火管理者の設置について



防火
管理
者

延べ面積300㎡で1階の放課後児童クラブで収容人員が50人以上の規模の放課後児童健全育成事業の用途に供する施設の場合、消火器、非常ベル、誘導標識等を設けること、防火管理者を選任することとされています。



避難・避難訓練

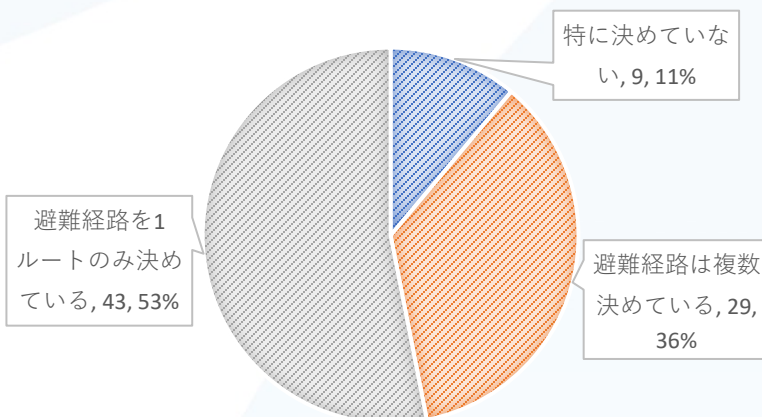


避難場所について

学校の敷地外であるが、第一次避難場所は学校（体育館等）にしている



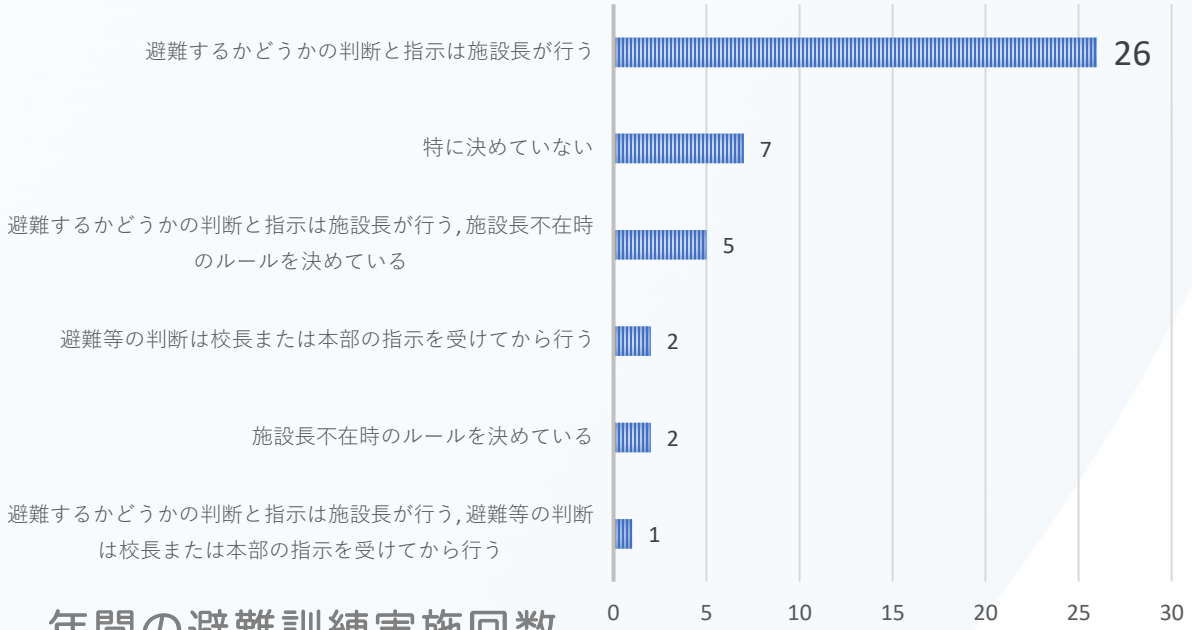
避難経路について



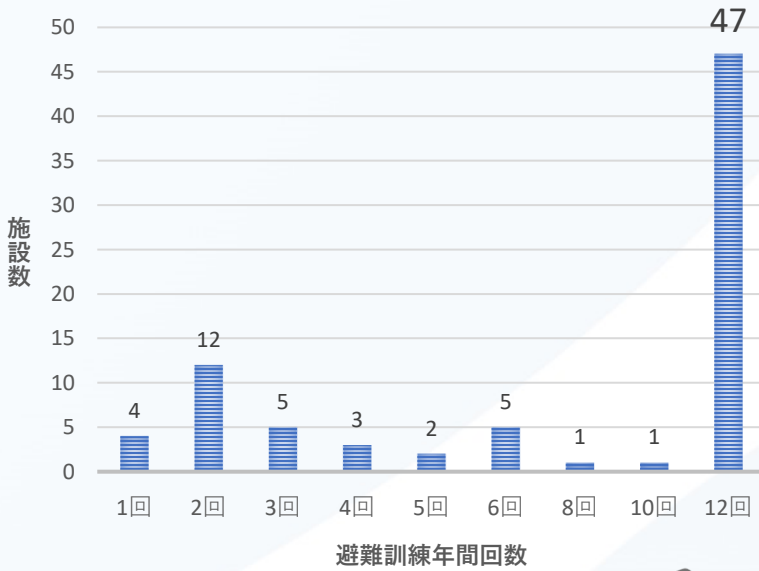
避難場所として学校に設定している学童保育所が約半数以上です。日ごろから、避難方法などを学校にも情報交換を行う必要があります。避難経路については、1ルートのみ選択がほぼ半数です。災害の内容によっても危険か所を想定しながら複数ルートを想定しておくとういと考えられます。その際には、保護者や子どもたちへの周知も十分に行う必要があります。避難場所についても同様に第2次避難所の設定も検討しましょう。

避難等の判断と指示について

災害発生時には瞬時の判断を迫られることが想定されます。指示系統の確認を十分に行い指導員・運営者ともに迅速に対応できるように指示系統の再確認を行いましょう。

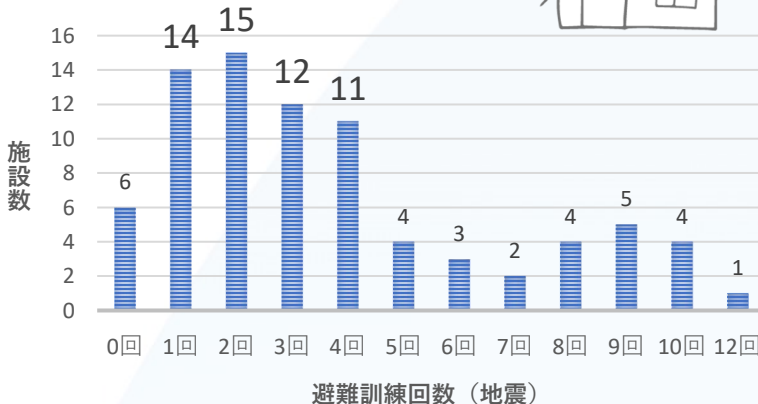


年間の避難訓練実施回数



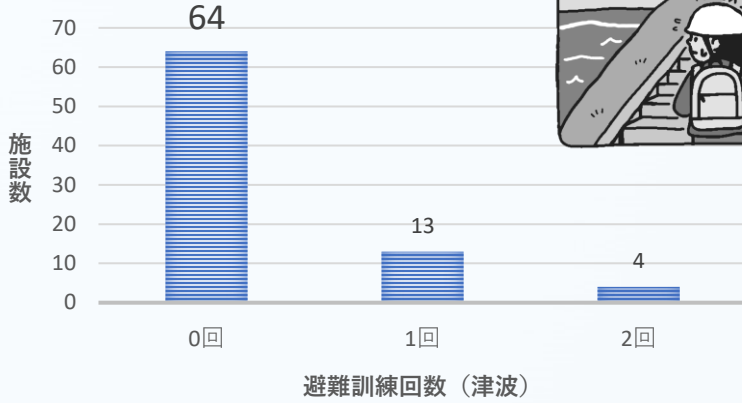
名古屋市で月に1回の避難訓練の指示があるため、半数以上が年12回の避難訓練の実施がされていると想定されます。

年間の避難訓練実施回数 (地震)



避難訓練の中でも地震の避難訓練の回数が多いことがわかります。

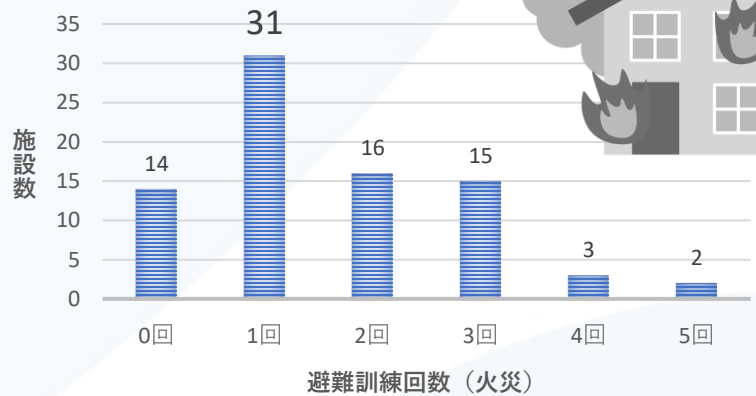
年間の避難訓練実施回数 (津波)



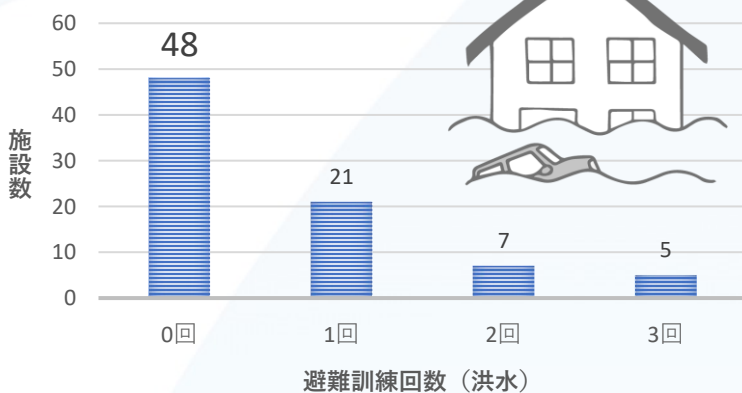
津波に関しては、全体の約80%が実施をしていません。地域的な事も想定されます。

年間の避難訓練実施回数 (火災)

火災については、地震について実施回数の多い避難訓練になります。一方で1度も想定されていない学童保育所が17%みられます。地震と火災では避難方法も変わってきますので、避難訓練の1つに検討をすすめましょう。



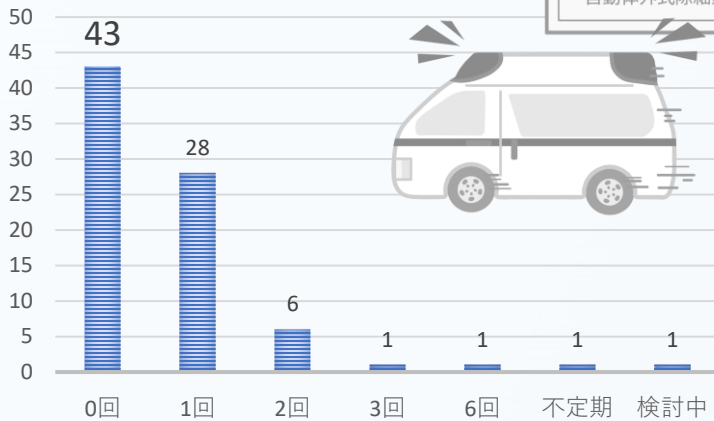
年間の避難訓練実施回数 (洪水)



洪水については、津波ほどではありませんが、実施していない学童保育所は約60%になります。ハザードマップを確認をして、洪水が想定される地域は必ず実施をするようにしましょう。

要配慮者利用施設避難確保計画で洪水が設定されているところは「水防法」で避難訓練の報告が義務づけられていますので十分に確認を行いましょう。

年間の訓練実施回数 (救急)



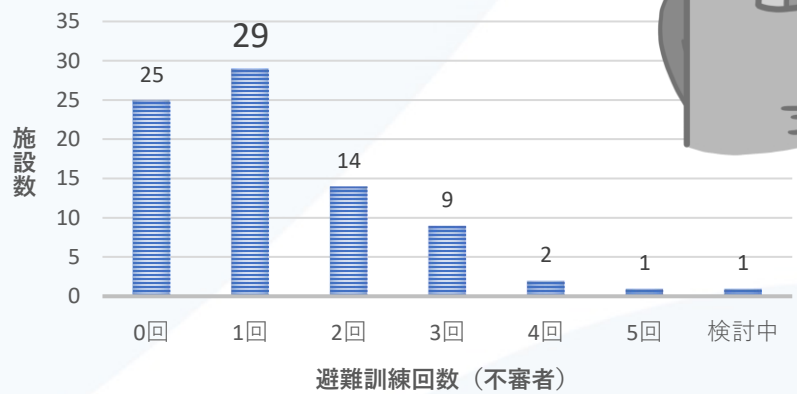
子どもの参加する救急の訓練を実施しているところと、指導員のみで研修として実施をしている学童保育所があることが想定されます。

指導員だけではなく、子どもと一緒に救急に関する知識を高めることは重要です。

不審者に関する訓練の実施は、全体の30%で実施がされていません。

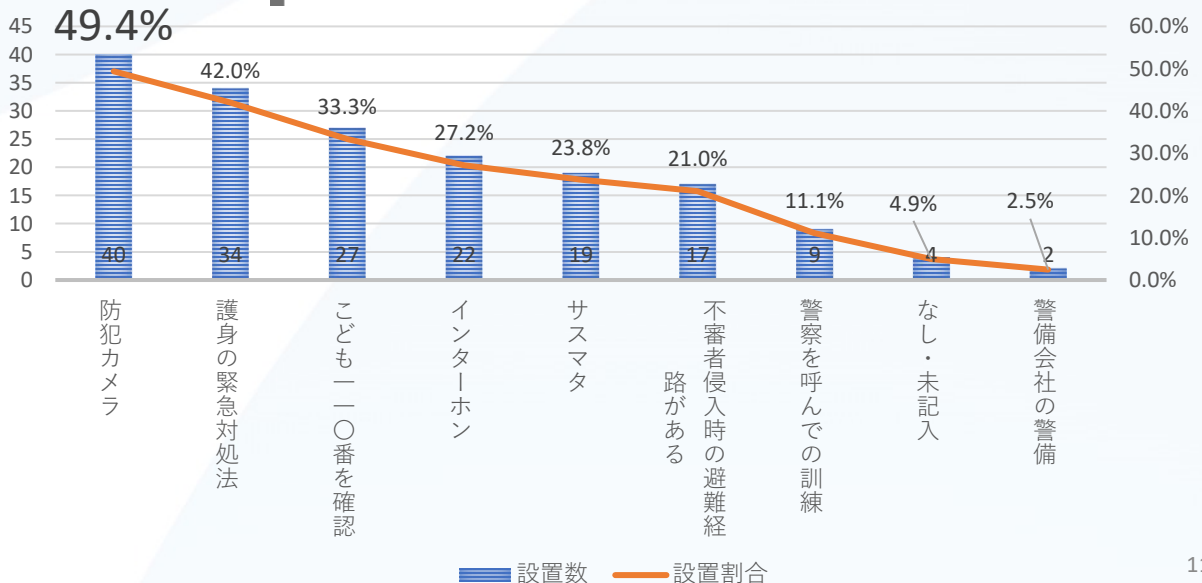
近年不審者対策の設備はすすんではきていますが、実際に不審者が出現した際にどのように避難をできるのか、子どもたちを守ることができるのか施設の出入り口が2か所以上ないところについては、特に注意が必要です。必要時、警察官を招き子どもとともに学習の機会を設けましょう。

年間の訓練実施回数 (不審者)



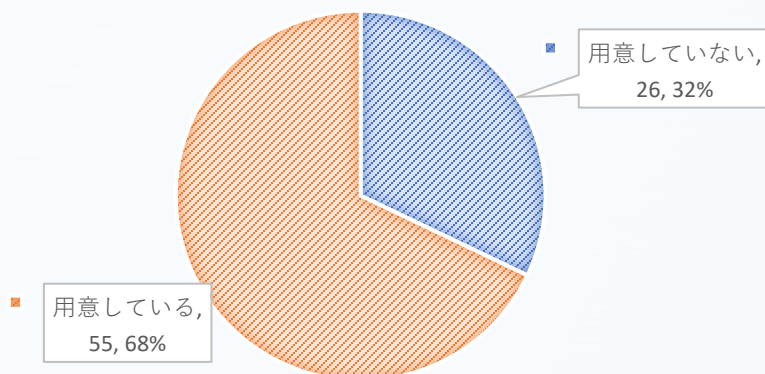
避難訓練回数 (不審者)

不審者対策



備蓄

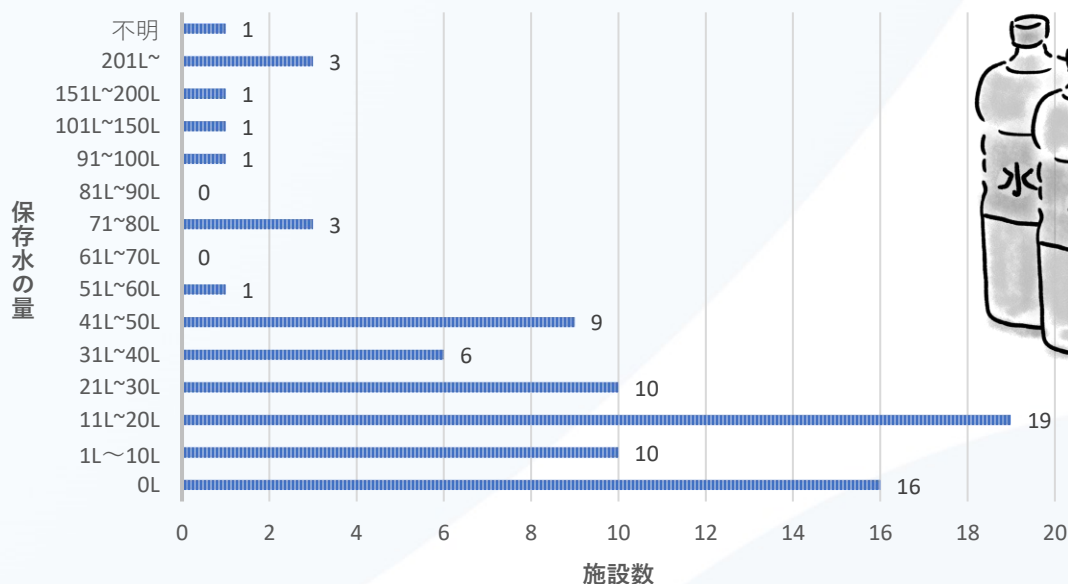
食料の備蓄



食料の備蓄は、全体の32%で行っていないことがわかりました。備蓄内容として何を備蓄するべきかわからないという点も課題にある事も想定されます。おやつをストックを備蓄としている事としている学童保育所もあります。

発災時に、すぐに保護者はお迎えには来られません。また、そこに待機する指導員もいます。それを想定し備蓄の検討を行いましょう。

保存水はどれだけ用意していますか

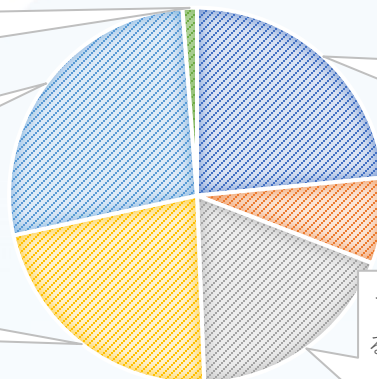


アレルギー対応の非常食・おやつ

個人で用意するためアレルギーのある子は用意していると思う、1, 1%

該当する子どもはいるが用意していない、22, 27%

該当する子どもはいない、18, 22%



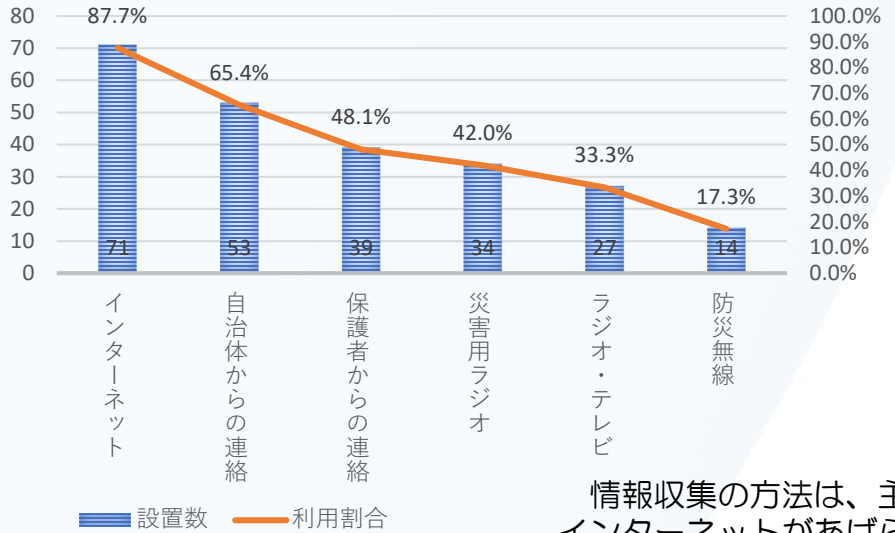
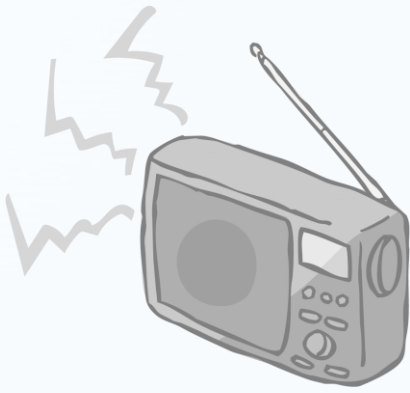
アレルギー対応のおやつを用意している、19, 24%

アレルギー対応の非常食を用意している、6, 7%

アレルギー対応の非常食を用意している、アレルギー対応のおやつを用意している、15, 19%



災害情報の収集方法

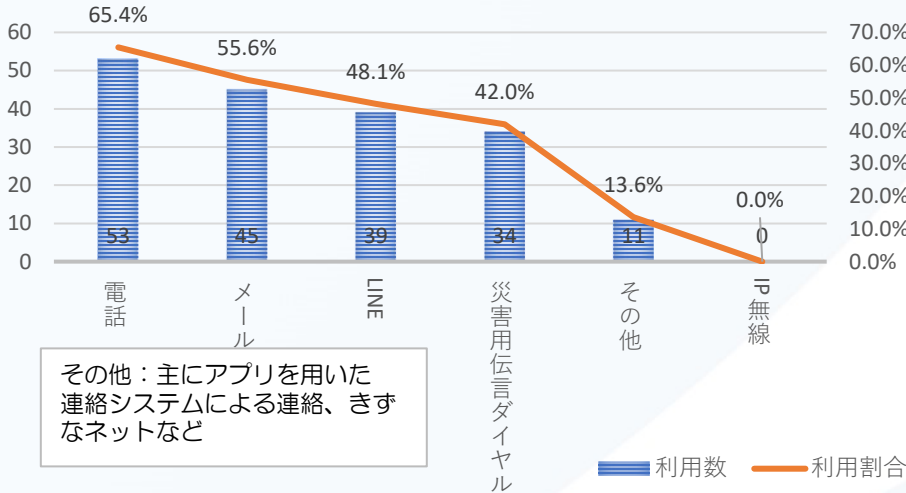


情報収集の方法は、主にインターネットがあげられます。「自治体からの連絡のみ」という学童保育所もありますが、事前に必要な情報をつかみ迅速な対応がはかれるように対応をしていきましょう。

発災時にはインターネットが寸断されることも想定されます。電池などで起動するラジオなども準備をしておきましょう。

自治体によっては、防災情報が流れる機械をレンタル・購入できる地域もありますので確認してみましょう。

保護者との非常時の連絡方法

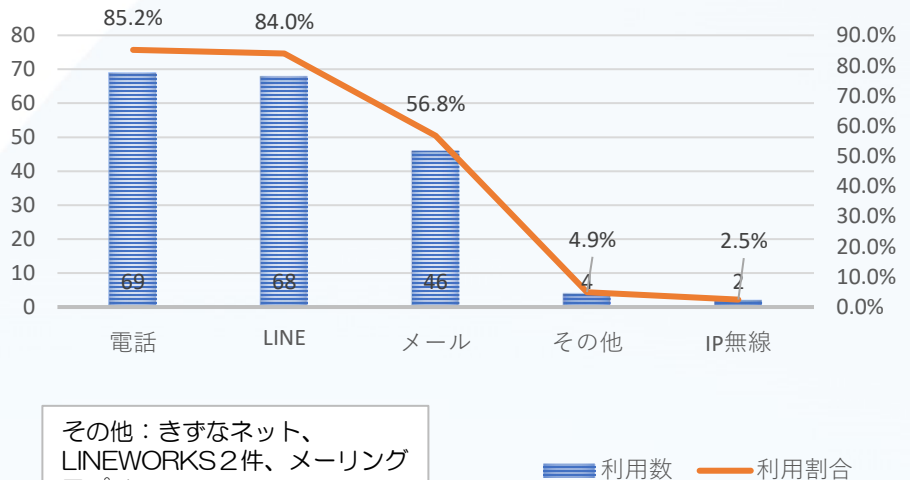


その他：主にアプリを用いた連絡システムによる連絡、きずなネットなど

保護者との連絡は電話が全体の65%でした。災害用伝言ダイヤルの活用も42%にも及びます。実際にマニュアルでうたっている、保護者は知らない、方法がわからないことがありますので、保護者周知とともに操作方法などを確認しておきましょう。また、アプリの導入により連絡手段をとっている学童保育所もみられます。

指導員間では、電話・LINEが80%以上の利用となっています。学童保育所がやっていない時間帯にも情報共有ができるような日ごろからの準備をすすめていきましょう。

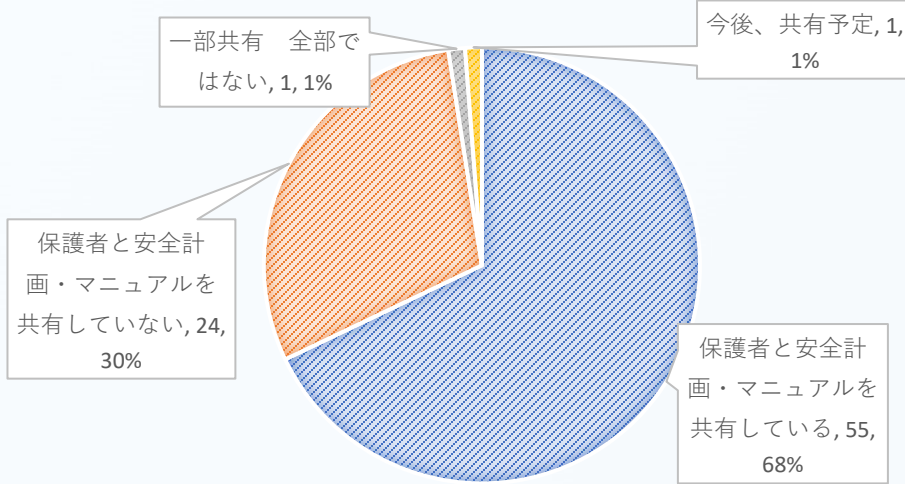
職員との非常時の連絡方法



その他：きずなネット、LINEWORKS 2件、メーリングアプリ



保護者との安全計画・マニュアルの共有

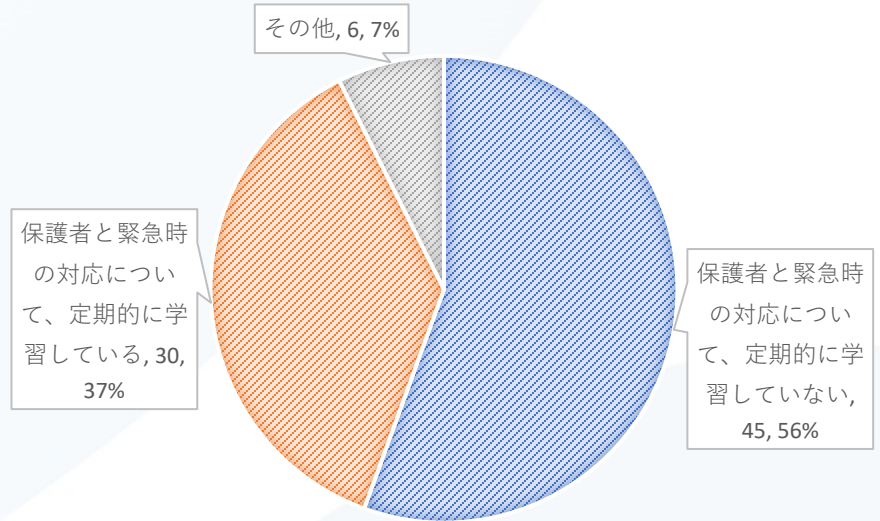


保護者への周知・学習について

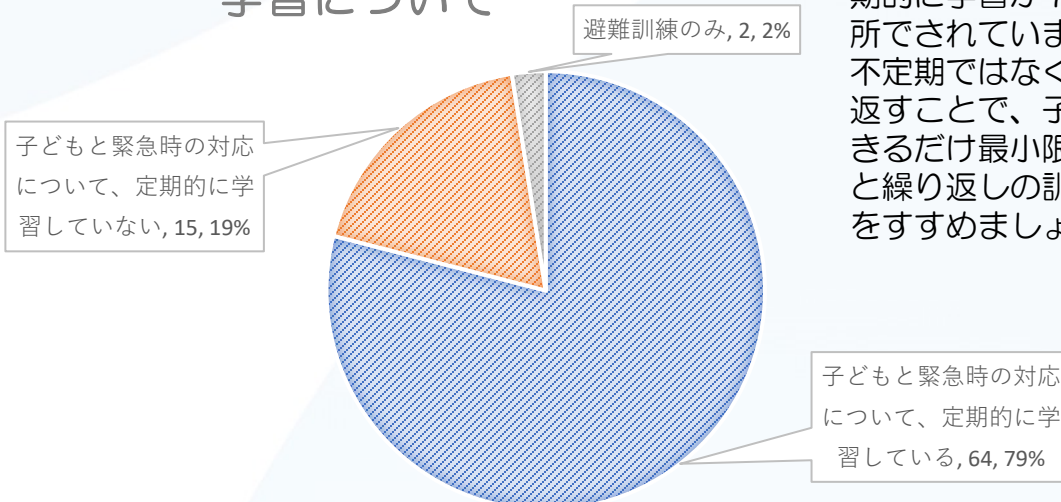
保護者と子どもへの周知は安全計画にあがっています。

実際のところは、共有はしていても、資料配布などにより行われるところが多いためか、定期的な学習には到達していないことが想定されます。

保護者それぞれの理解を深め、共に安全な学童保育となるように周知をすすめましょう。

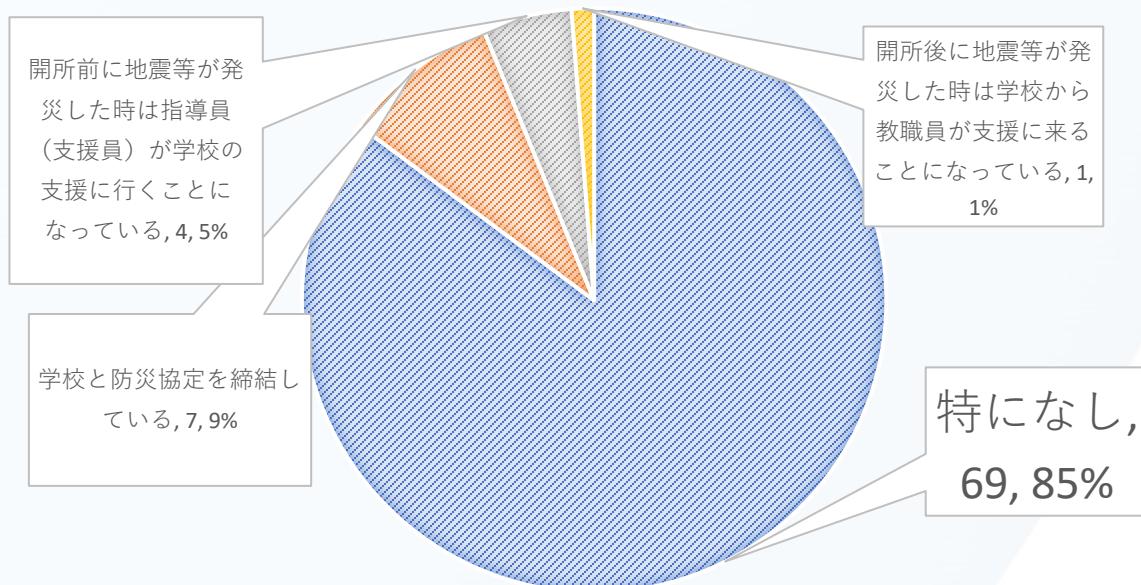


子どもと安全計画・マニュアルの学習について



避難訓練以外にも、日ごろからの学童保育の生活の中で、定期的に学習が79%の学童保育所でされています。できるだけ不定期ではなく、定期的に繰り返すことで、子どもの不安ができるだけ最小限にもなるようにと繰り返しの訓練と周知・学習をすすめましょう。

学校との連携について



第1避難場所を学校としている学童保育所が多いなかで、学校との連携として特になしとしているところが全体の85%でした。日ごろから顔の見える関係性を構築するとともに、災害時にも協力し合える関係性が築けるように安全計画やマニュアルを学校へ提出したり、情報交換を日ごろからすすめていきましょう。

その他：防災対策で工夫していること

- ・シェルターを設置
- ・暴風警報に関しては取り組みしている。地震等は、学校の規定に従う。
- ・簡易トイレの設置、ローリングストック
- ・近隣に大学があり、小学校より大学の方が立地場所が高いため、津波のときは大学の屋上に避難をすることになっている。
- ・地震があった場合：施設に扉やドアが複数あるため、2か所に分かれて非難訓練を行った。
- ・地域の公園での避難訓練を行っている。
- ・2か所の小学校から子どもたちが学童に帰って来ているため、遠い小学校の子どもたちのお迎え時に、避難場所の確認や避難訓練を定期的に行っている。

まとめ

今回のアンケートは、緊急にもかかわらず多くの学童保育所みなさんに協力していただきました。誠にありがとうございました。安全計画の作成は、放課後を子どもたちが安全に過ごすための第一歩にすぎません。これから子どもたち、保護者、そして職員みなさんが一緒になって、より安全な学童保育所にしていくための実践を積み上げていく必要があります。安全点検、保護者との計画や情報の共有、子どもたちへの安全教育、避難訓練の実践などを通して改善点などは把握できたでしょうか。また、大規模災害では、一学童保育所だけでは対応できません。各市、区の学童保育所同士の連携は進んだでしょうか。本アンケートが、学童保育所の安全への取り組みの一助になれば幸いです。

野津 牧（名古屋市熱田区福祉危機管理ガイドラインアドバイザー）